

5 水 第 2 4 1 号  
令和 5 年 5 月 2 4 日

関 係 各 位

愛知県農業水産局水産課長  
( 公 印 省 略 )

遊漁者用啓発リーフレット「タコ釣りにご注意を！」の送  
付について（依頼）

日頃より愛知県の水産行政に御理解、御協力いただき誠にありがとう  
ございます。

さて近年、本県常滑市地先の漁業権内において、プレジャーボート  
を利用した遊漁者のタコ釣りが非常に多くなっております。漁業権に設定  
された水産動植物の採捕は、漁業権者である漁業協同組合に限られ、こ  
れ以外の者は漁業法第 195 条に基づき罰せられる場合があります。

つきましては、遊漁者用啓発リーフレット「タコ釣りにご注意を！」  
(愛知県農業水産局水産課、愛知県海面利用協議会共同制作)を送付し  
ますので、御承知いただくとともに、施設内への掲示や備え置き等によ  
り利用者に周知くださいますよう御協力お願いします。

担 当 漁業調整グループ  
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 4 6 0  
ファックス 0 5 2 - 9 5 1 - 1 6 4 5

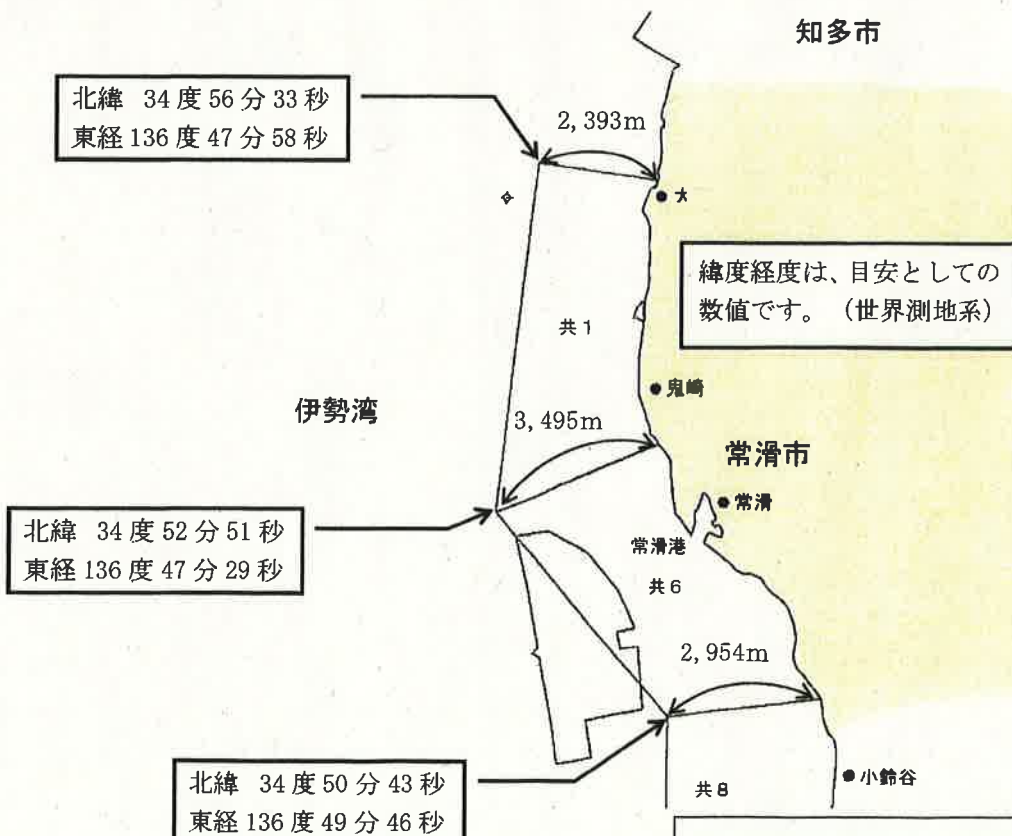


## タコ釣りにご注意を！

伊勢湾の沿岸においてタコは共同漁業権の魚種であり、共同漁業権内でタコ及びその他の共同漁業権の魚種を採捕する行為は、漁業を営む権利を侵害する行為として漁業法第195条に基づき罰せられる場合がありますので、ご注意ください。

漁業法（抜粋）

第195条 漁業権又は組合員行使権を侵害した者は、百万円以下の罰金に処する。



愛知県農業水産局水産課  
愛知県海面利用協議会議  
連絡先：052-954-6460